

平成24年第2回（2月）定例会

県央県南広域環境組合
議会 会議録

平成24年 第2回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

平成24年2月13日 (1日間) 午前10時00分 開会

平成24年第2回県央県南広域環境組合議会定例会は、県央県南広域環境組合大会議室に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

1 番	林田 勉	2 番	馬渡 光春	3 番	園田 智也
4 番	西口 雪夫	5 番	松永 隆志	6 番	田添 政継
7 番	笠井 良三	8 番	山口 喜久雄	9 番	上田 篤
10 番	柴田 安宣	11 番	小嶋 光明	12 番	町田 康則
13 番	並川 和則				

2 説明のために出席したものは、次のとおりである。

管理者	宮本 明雄	副管理者	横田 修一郎	副管理者	奥村 慎太郎
副管理者	藤原 米幸	事務局長	松尾 博之	総務課長	中村 秀憲
施設課長	寺田 集施	総務課課長補佐	高木 謙次	施設課課長補佐	田中 金大

3 議会事務のために出席した者は、次のとおりである。

書記長	山田 圭二	書記	濱崎 和也	書記	吉田 将光
-----	-------	----	-------	----	-------

4 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

日程第1	会議録署名議員の指名について
日程第2	会期の決定について
日程第3	一般質問
日程第4	議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

- 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号））
- 議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号））
- 議案第6号 長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- 議案第7号 平成24年度県央県南広域環境組合一般会計予算
- 日程第5 特別委員会委員長報告について
ガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員長報告
ごみ処理施設に関する調査特別委員長報告
- 日程第6 決議案第1号 ごみ処理施設に関する調査特別委員会の調査経費についての決議

○議長（並川和則君）

皆さんおはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成24年第2回県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。座って進行させていただきます。

ただいまの出席議員は13名でございます。定足数に達しております。

今期定例会に説明員の出席を求めていますので、ご報告いたします。

この際、議長より傍聴人の皆様をお願いをいたします。傍聴席入り口に掲示してあります組合議会傍聴規則のとおり、静粛に傍聴していただきますようよろしくお願いいたします。議会の進行を妨げるような行為は退場していただくこともありますので、ご協力をお願いいたします。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、この際これを許可いたします。管理者。

○管理者（宮本明雄君）

おはようございます。開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに組合議会2月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

まず、施設の状況でございます。

クリーンセンターはトラブルもなく順調に処理ができておりました。先日本お知らせを申し上げますけれども、ごみ量調整の目的で1月25日から2月9日まで16日間全炉を計画停止し、10日から運転を再開したところでございます。

なお、余熱利用施設につきましては、1月末現在の利用者が約9万人で、前年同期と比較いたしますと約4,000人の増でございます。このまま順調に推移いたしますと、平成20年以来3年ぶりに10万人の大台を超える見込みでございます。

次に、係争中の裁判についてでございます。

1月13日の臨時議会において可決いただきました訴えの変更につきましては、お手元に配付しておりますとおり、同月19日付で請求の拡張申立書を長崎地方裁判所に提出し、受理されたことをご報告申し上げます。今後は、拡張請求分を含め約31億1,800万円の損害賠償請求事件として審理が進められることとなります。

訴訟代理人によりますと、訴訟は最終段階にあり、早ければ夏までに弁論終結、その後、結審を経て年内には判決となる見通しとのものでございます。

申し上げるまでもございませぬけれども、裁判は相手方もあることございまして、裁判の進行は裁判所が行うものでございますので、私どもの見通しどおりには進まない場合があることをご承知申し上げます。

最後になりましたけれども、平成24年度一般会計予算を初め、今議会に提出しております各議案につきましては事務局長より説明をいたさせますので、ご了承を賜りたいと存じます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（並川和則君）

ありがとうございました。

次に、議事日程はお手元に配付しております議事日程表により執り行いたいと思っておりますので、ご了承願いたいと思っております。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。

会議規則第87条により、会議録署名議員に10番柴田議員及び11番小嶋議員を指名いたします。

次に、日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

今期定例会の会期を2月13日、1日とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

異議ありませんので、会期は本日1日と決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

（午前10時05分 休憩）

（午前11時15分 再開）

○議長（並川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しております議事日程表の第1号の2により執り行いたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

次に、日程第3「一般質問」に入ります。

この際、議長から特にお願いをいたします。

発言時間については、申し合わせ時間内に終わるようご協力をお願いしたいと思います。答弁につきましては、質問の趣旨をよく捉えていただき、簡明、的確に答弁をお願いします。

なお、本日は一般質問及び後の議案質疑など、すべて自席でお願いをしたいと思います。

一般質問の発言順序については通告順となっておりますので、まず初めに、9番上田議員。

○9番（上田 篤君）

9番、雲仙市議会選出の日本共産党の上田篤です。

私は2つの問題について質問いたします。

まず第1は、本プラントの燃料として使われているLNG、液化天然ガスについてです。

1年間の経費は本稼働の当初と比べてかなり低くなっておりませんが、それでも平成22年度で見ると、メーカーが示した応札提示額6,578万円に対し2億2,554万円となっており、実に1億5,976万円も高くなっています。倍率にして3.42倍という大きな数字です。この応札条件と実際の用役費の差額のうち多くの部分を占めているのがこのLNGです。

本施設は、これまで補強工事や改善改良工事を何回も行ってきた結果、当初と比べれば性能も大きく向上しごみ処理能力は格段にアップしたとはいえ、LNGの使用料金はここ3年を見ても年間2億円から3億円ぐらいの範囲にあります。これは、処理能力が向上しても、今後もこの施設を使い続ける限りずっと応札条件の数字よりも年間1億円から2億円も高い料金を払わなければならないということだと私は考えるんですけれども、この点、間違いないでしょうか。

もしそうであれば、組合を構成する4市の財政に大きな負担が掛ることになります。そんなことは許されません。現在、JFEを相手に裁判が行われておりますが、何としても勝訴してもらわなければならないと改めて思います。そこで、改めてこのLNGにかかわることについて確認したいと思いますので、答弁をよろしく願います。

まず1つは、このLNG、液化天然ガスが、クリーンセンターというプラント設備の中でどこにどのように使われているのかという点です。私は組合

発行のパンフレットも見ておりますし、プロモーションビデオも見ておりますので大まかなことはわかっているつもりですが、質問を進めていく大前提として確認したいと思います。

2つ目は当初予算の概要です。これを見ますと、LNGの価格変動が非常に大きいのですが、これは一体どういう理由から来るものなのかという点です。海外から持ってくるわけで、さまざまな国際情勢も絡んでくるのですが、その点説明を求めたいと思います。

3つ目は、平成24年度の予算額、これはLNGですね、この予算額は3億4,200万円で、23年度の決算見込み額2億6,800万円と比べて7,400万円、率にして1.28倍、約3割も高くなるようですが、これはどういう理由からでしょうか。

4つ目は、今年度以降はどうなるような見通しか、難しいかもしれませんがけれども、現時点でどのようなことが考えられるのか説明を求めたいと思います。よろしくお願ひします。

○管理者（宮本明雄君）

上田議員のご質問にお答え申し上げます。

私からはLNGをめぐる問題についてでございます。

LNG、すなわち液化天然ガスは、原産地からパイプラインで輸送できない場合に、その輸送、貯蔵を目的として、気体であります天然ガスをマイナス162℃以下に冷却して液体にしたものということでございます。石油や石炭に比べ二酸化炭素や硫黄酸化物、窒素酸化物の発生量が少ないという特色がございまして、昭和48年の第1次オイルショック以降、新たなエネルギー源として急速に普及をしてまいりました。その結果、平成20年には我が国の第1次エネルギー構成では石油、石炭に次ぎ第3位、全体の17%を占めております。

我が国は、世界のLNG取引量の50%に当たる約6,200万tを輸入しております。主な輸入先は、インドネシア、オーストラリア、マレーシア、カタールなどございまして、近年ではロシアからの輸入も増加しているという状況でございます。

LNGの用途は、発電用が60%、都市ガス28%で、その他は製造業などで使用をされております。

このうち最も使用料の多い発電について申し上げますと、我が国の電源別電力供給の構成は、平成20年の実績で石炭27%、LNG26%、原子力24%、その他が23%でございます。

昨年3月11日の東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故等の影響もありまして、ほとんどの原子力発電所が休止状態ということになってお

ります。本年2月2日現在では、全部で54基の原子炉のうち3基が稼働しているという状況で、設備容量ではわずか5.6%の発電量ということになっています。したがって、原子力発電の代替燃料としてのLNGの輸入が増加しております。輸入量につきましては過去最高水準に達しているという状況でございます。

LNGの取引価格の件でございますけれども、おおむね原油の価格に連動して決定されているという状況でございます。要するに、原油価格が上昇すると、それに連動をいたしましてLNGの取引価格も上昇するというところでございます。

平成24年度の原油価格は、中東・アフリカ情勢の流動化や世界経済情勢の不安定化などのリスクはあるというものの、中国、インド等の新興国における需要が拡大基調にあることなどを踏まえまして、1バレル当たり110ドル前後の高値で推移をするというふうに想定をされております。これは前年度の予想値のおおむね30%増ということになります。

LNGもこれに連動をいたしまして、また、世界的な需要の拡大もありまして、取引価格が高値で推移をすると予想をされているというところでございます。

特に我が国におきましては、申し上げましたように、原子力代替燃料としての需要が拡大をしているということもありまして、LNGの取引価格は原油価格よりも大幅な上昇基調にあるという状況でございます。まだまだ不安定要素も多くございまして、なかなか先の見通しということは申し上げにくい状況ではございますけれども、当分の間はLNGの取引価格は高い状態で維持といたしますか、継続されるのではないかとというふうに考えているところでございます。

その他の項目等につきましては事務局長から答弁をいたさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○事務局長（松尾博之君）

管理者が総括的にご答弁申し上げましたので、個別事項について私のほうから説明申し上げます。

LNGの使用箇所、使用方法についてでございますが、当施設のプラントの中で、LNGが主に使用されている設備は高温反応炉でございます。この炉の中で酸素にLNGガスを吹きつけて最大2,000℃まで高め、ごみを溶融している助燃材として使用されております。そのほかに、燃焼放散塔で余った精製ガスを燃焼させるための種火や、ガスエンジン、ガス炊きボイラー及び熱風発生炉の起動時の燃料及び精製ガスのバックアップ用として使用されております。

2点目の、LNG単価の年次変化の理由についてでございます。

管理者が総括的に申し上げました中にもございましたが、LNGの価格は原油価格と連動しておりまして、近年、中東・アフリカ情勢や世界経済情勢等の要因によりまして原油価格の変動幅が大きくなっていることが最も大きな理由と考えられます。

3点目の24年度の予算額との比較でございますが、平成23年度の決算見込み額は、まだ2月の段階でございますけれども、直近の10月分について22年度と比較いたしますと、1t当たり約1万9,000円、28%の増でございました。

この原因としましては、先ほどから申し上げます原油価格の高騰と併せて、東日本大震災の影響により原子力発電の代替燃料としての需要が世界的に高まっているということが考えられます。平成24年度のLNG価格につきましても、原油価格が30%程度上昇するというを取引会社と打ち合わせをしながら同程度高騰するものと見込んだところでございます。

次に、今年度以降はどうなるかにつきましてでございますが、LNGの単価につきましても極めて不透明要素が高く、今後とも世界的な政治経済情勢を注視しつつ、LNGの使用料削減、私どもにとっては使用料削減しかできませんので、その使用料削減についてJFEに要請していくほかはないと考えているところでございます。

以上でございます。

○9番（上田 篤君）

LNGが今後もますます高くなっていくだろうということが今の答弁でわかりました。そうしますと、先ほど私、質問の最初に、現在でも応札条件よりも1億円から2億円高い料金を払っていかなくちゃいけないんじゃないかと、それで間違いないかと聞いたんですけれども、それは今後、原発とか国際情勢によると、1億円、2億円どころかもっと高い数字が予想よりも大きく出さなくちゃいけないということもあり得るんですかね。

○事務局長（松尾博之君）

ただいま言われました応札条件につきましては、確かに年間6,265万6,000円という応札条件でございます。それが平成17年の操業以降かなり高まっていると、数量的にも高まった金額で、その差額につきまして、当初17年度から19年度までの3年間の差額、それから、20年度から22年度までの議決をいただきましたので、追加請求をいたしておるところでございます。

ただ、その中には、単価が動いたからという要素は非常に難しく、あくまでも差額を積み上げたところでの請求を行っているということでござい

す。ただ、23年度以降につきましては、価格の変動、使用量の確定、そういった部分を含みながら今後検討していかなければいけないというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○9番（上田 篤君）

今回もらいました当初予算の概要の5ページを見ますと、用役費の推移ということで表がありまして、LNGについて、平成18年から24年までここに詳しく書いてあります。

これ見ますと、去年から今年にかけて色んな状況、情勢の変化があって高くなっていくだろうということですが、これ、以前もかなりあれですよ、例えば18年とか19年も平均単価が高いですよ、この資料を見ると。これはどういうことで高かったのが下がってきたんですかね。どうですか。

○事務局長（松尾博之君）

ただいまご指摘の予算資料、後からの議案説明資料で付けておりますけれども、5ページ、確かに数量的な部分は、上の使用量ということで折れ線グラフにしておりますけれども、そこに平均単価、棒線上ということで、ちょっと誤解があるかと思っておりますけれども、18年度は平均単価が6万1,194円、それから6万8,136円が19年度ということから、これは棒線グラフとは連動いたしておりません。あくまでも決算額をこの棒線グラフで表していると。ちょっと読みにくいのは誠に申しわけございませんけれども、四角囲いでしております平均単価を見ていただければ、24年度は10万7,000円まで上がってきているということでご理解いただければというふうに考えます。

以上でございます。

○9番（上田 篤君）

すみません、これは私がちょっと誤解していました。棒グラフと平均単価は別に見なくちゃいけないんですね。わかりました。

このLNGですけど、さっきも言いましたように用役費の中で非常に高い金額になっているんですけども、ごみ質が悪ければ悪いほど、水分が多ければ多いほどLNGを大量に使わなくちゃいけないことになるんですかね、このプラントの設備構成からいって。

○事務局長（松尾博之君）

LNGを含めまして用役費の関係でございますけれども、やはりごみ質にも一定の影響はあるものというふうには判断いたしておりますけれども、どの程度かという詳細なことにつきましては把握していないのが現状でございます。

以上でございます。

○9番（上田 篤君）

LNGについては大体わかりました。

次に移ります。

第2番目の質問は、ごみ質の問題です。

ごみ質は、このクリーンセンターのごみ処理能力に大きく係わるものだと私は考えます。現在は、先ほども触れた補強工事や改善改良工事を施工したことによりごみ処理が非常にスムーズに行われているようです。もらった資料によりますと、基本的に2炉運転で、1炉当たり120tから130tも処理しているような資料も出されています。これは大変ですね、以前からすれば大改善だなと思います。

次の3点について、具体的にお尋ねします。

1つは、順調に運転できている理由として、設備が改良されていることはわかりますけれども、ごみ質のほうがどうかという点です。この直近の平成21年度から23年度、現在までと、本稼働直後の17年から18年と比べてどうなのか説明を求めたいと思います。

2つ目は、ごみ質にかかわるものとして、ごみの水分の問題です。

東部リレーセンター、島原にある中継施設ですね。ここからは、定期的にごみから出た水分、ごみから出た水分だけじゃありませんが、そういうものをクリーンセンターに運んで、そして、集荷したごみの中に投入しているということですが、一体これはなぜ、どういうシステムになっているのか。なぜわざわざ水分を投入するのか、そして、その量がどれだけになるのか説明を求めたいと思います。

3つ目は、ごみ質の検査をどのように行っているのかという点です。

組合独自にも、そして、メーカー側としてもこの検査を行っているようですが、どうなっているのか説明を求めます。

○事務局長（松尾博之君）

ただいまの3点の質問についてお答え申し上げます。

まずごみ質についてでございますが、処理量とごみ質にかかわる中で一番大きいのはごみカロリーというふうに判断をいたしております。このごみカロリーにつきましては、操業以来年4回、21年度から年6回に増やして実施をしているところでございます。

その測定結果によるごみカロリーの平均値について申し上げますと、平成21年度1,903kcal、22年度2,060kcalであり、今年度におきましては、これまで4月から11月の間に実施した4回の状況では1,873kcalとなっております。

本施設の稼働直後1、2年の17、18年でございますけれども、ごみ質検査結果を申し上げますと、平成17年度1,998kcal、18年度2,074kcalでございました。

この施設を造る前に策定をいたしました平成11年のごみ処理施設基本計画におけるごみ質は、基準ごみの場合で2,000kcalと計画していたしましたので、年度による上下変動はございますが、ごみ質に関しましてはほぼ計画どおりの推移となっております。

2点目の東部リレーセンターからの水分の投入状況についてでございます。

東部リレーセンターでは、現在、プラント排水と収集車洗車排水を再処理設備にて処理し、その処理水を再利用しております。2つあります東西リレーセンターのうち、西部のほうにつきましては下水道に接続いたしておりますので、東部リレーセンターだけ当初の設計に基づき搬入をいたしておるところでございます。

東部リレーセンターにおきまして発生いたしました水、これは循環させて再利用した後、汚水、この汚水といいますのは水だけではございませんで、例えば、一般家庭に配置されております個人の合併処理浄化槽の一番下の、かすの部分ということでご理解いただきたいんですけども、そのかす、いわばどろどろした部分をバキューム車で県央県南クリーンセンターへ搬送し処理しております。この搬送された処理汚水量は、平成21年度が、90.37t、22年度が、90.84t、23年度は1月末現在で73.93t、月平均に換算しますと、平成21年度で7.53tの推移をしております。

ちなみに、1年間の中での動きとしましては、水分が多いごみが発生する夏場が月2回、その他の時期が月1回搬送している状況でございます。

なぜどろどろしているごみであっても搬送しているかということにつきましては、これは施設の設計上、燃やす前に、この場合は脱ガスチャンネルというところをくぐり抜けてごみを処理しております。その脱ガスチャンネルの行程の中で、450℃の熱風で外側から間接的に加熱し、こういった水分を蒸発させるという設計になっておったものですから、搬入しても大丈夫であろうというのが当初の設計思想でございました。

それが、そういう設計思想の基に東部リレーセンターからの汚水を持ち込んでも大丈夫であろうという設計だったものですから、現在でもそのような流れを維持しているということをご理解をいただきたいというふうに考えております。

次に、3番目のごみ質の検査はどのように行っているかにつきましてですけども、現在、毎年度定例分析業務を実施し、ダイオキシン類などの測定や騒音、振動、悪臭などの分析と併せてごみ質の分析を実施いたしておると

ころでございます。現在では毎年度6回行っており、具体的には、県央県南クリーンセンターのごみピットに搬入されましたごみを攪拌し、そのごみのうち200kg以上を試料として採取し分析しております。

この試料につきまして、ごみを6種類に分けて重量比を求める種類組成分析、可燃系ごみ成分を水分、灰分、可燃分に比率を分けるごみの3成分、ごみの発熱量である低位発熱量などの計測、分析を行っております。これは、昭和52年11月4日付環整第95号で、当時の厚生省により、「一般廃棄物処理事業に対する指導に伴う留意事項について」の通知が出されておりますので、その方法を遵守して年6回検査を行っているところでございます。

以上でございます。

○9番（上田 篤君）

まず、最初の第1点のごみ質の問題ですが、今の報告によりますと、直近の3カ年についても、そして稼働当初、平成17年、18年についてもほぼ基準ごみ質をクリアしているということですよ。ということは、当初からごみ質が悪かったから燃えないんだということは言えないということですよ。どうですか。

○事務局長（松尾博之君）

先ほど私が申し上げましたのはあくまでも結果でございます。試験の結果ですね。それで、今、言われたごみ質が悪かったというのは、裁判上における双方の主張のところの隔たりの部分を言われたかというふうに考えておりますけれども、私どもとしては、私どもが行ったごみ質調査に基づいた結果を粛々と述べていきたいというところでございます。

以上でございます。

○9番（上田 篤君）

粛々と述べるというのはどういうことなのかよくわかりませんが、とにかく応札条件、そして、色んなメーカーと確認してきたことは、基準ごみ2,000kcalと、こういうごみ質であればちゃんと燃えますよということがたしか説明してありますよね。どうですか。

○事務局長（松尾博之君）

基準ごみ2,000kcal、そのとおりでございます。

○9番（上田 篤君）

ということは、今の答弁からも、ごみ質が悪かったからごみが燃えなかったんだと、大量に残ってしまったんだということは一切言えないということを確認したいと思っております。

2つ目ですけれども、ごみの水分の問題ですね。先ほど汚水、汚泥というふうに言われましたが、これはやっぱりかなり水分が多いんでしょう、どう

なんですか。

○事務局長（松尾博之君）

水分は多うございます。ただ、水分だけということではないということをごさき言ったつもりでございます。

以上です

○9番（上田 篤君）

これは、東部リレーセンターから持ち込むのは当初からの設計思想だという説明もありましたが、大体あれですかね、どこのというか、うちと同じようなガス化溶解炉、こういうところでは、そういう水分の投入というのも想定されて造っているんですか。国内に4つあるでしょう。お願いします。

○事務局長（松尾博之君）

このガス化溶解炉施設につきまして、リレーセンターを抱えているところとかなんとか、そこまでは我々も調査をいたしておりません。よって、私どものような施設のような状態が他の4施設にあるかどうかは確認いたしていないところでございます。

○9番（上田 篤君）

この水分の投入、あるいは混入、これは東部リレーセンター以外からはないんですか、どうですか。

○事務局長（松尾博之君）

全然ないかといえはそうではございません。例えば、うちのリレーセンターに持ち込むトラック、そういった部分についての洗浄水に使ったのをピットに入れたりなんたりはしております。ただ、その量はわずかなものと、トン当たりという表現にはならないような微量の水が発生はいたしておるといふふうに考えております。

以上です。

○9番（上田 篤君）

今のはあれですか、運んできたトラックを洗った水を投入しているということですか。ちょっと詳しくお願いします。

○事務局長（松尾博之君）

実は昨年末一番忙しいときに、私もプラットホームのほうに立っております。それで、作業員がどういう作業をするかを見ておりました。それによりますと、2 tから4 tのパッカー車、それから、アームロール車が参ります。生ごみ等ですので扉のところはどうしてもごみが付着する、そういった部分が、途中帰る道すがら落としていってはやはり地元の方に不快感を与えるということから、ある程度そういうのをまずブラシでこすり落としているんですけれども、あとどうしても付着している分については、ホースで吹き

かけて洗い流しをしているということでご理解いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○9番（上田 篤君）

この間この施設、何回か補強工事とか改善・改良工事をやっていますけれども、それは、この水に関するそういう工事というのはなかったんですか、どうですか。

○事務局長（松尾博之君）

補強工事ではもちろんありません。19年度にJFEの負担において改造改良工事を行ったときに、どういうふうにされるかというような計画の中にはこの水のことについては入っておりません。ただ、私どもとしては、東部リレーセンターから最初は合併処理浄化槽みたいな部分はなかったんですけども、私どもの費用でそれを設置いたしできるだけ搬入する、そういった水分を含まれている多くのものについては手前で遮断するような格好の工事は私どもで行っております。

以上です。

○9番（上田 篤君）

今の説明で、東部リレーセンターに合併処理浄化槽を造って、なるべくここに水分が入った汚泥を持ってこられるようにしたということですかね。ちょっともう一回お願いします。

○事務局長（松尾博之君）

すみません、言葉足らずで。平成18年度事業で東部リレーセンターに洗車場設置工事としておりますけれども、排水処理設備設置を行っております。膜分離活性汚泥法ということですので、通常の合併処理浄化槽ということでご理解いただければというふうに考えております。

以上です。

○9番（上田 篤君）

その工事をやったことによって持ち込む水分の量はかなり減ったんですか。

○事務局長（松尾博之君）

17年度に947t、18年度に930tあったものが、1割の90.37tに減っております。

以上です。

○9番（上田 篤君）

減ったことはいいことだと思いますが、やはり水分が多いということは処理能力に関係してくるわけですね。それもあってそんなふうに排水処理設備を造ったりしているんですか、どうですか。

○事務局長（松尾博之君）

そのように思っております。ただし、持ち込まれるごみは、半分は水分という部分もあるものですから、ゼロということの設備投資をするよりも、ある程度そういった持ち込まれる生ごみ等に少し加えてトン当たりの処理単価を安く下げているという分に思っております。

以上です。

○9番（上田 篤君）

3番目に関してですけれども、ごみ質の検査ですね。先ほど組合もメーカーも行っているというふうに言われましたけれども、その検査結果が組合のものとメーカーがやったものと矛盾というか、かなり違うようなことはないんですか。

○事務局長（松尾博之君）

私は決してメーカーがしているということを発言はしておりません。組合で行っている調査の結果についてはこうなっておりますということを答えております。違いがあるかにつきましては、今、精査中でございます。

以上です。

○9番（上田 篤君）

すみません、メーカーもやっているということをちょっと聞いたものですから、どうなのかということで私は最初に質問したんですが、メーカーもメーカー独自にやっているんでしょう。

○事務局長（松尾博之君）

それも含めて精査をしていきたいというふうに考えております。

○9番（上田 篤君）

この検査結果については、これまで組合議会等で詳しいデータを出して説明されたことがありましたかね、どうでしたっけ。

○事務局長（松尾博之君）

ごみ質の結果につきましては、議会の場においては出していないように記憶をいたしております。

以上です。

○9番（上田 篤君）

ぜひ議長にお願いしたいんですけれども、そういうデータもぜひ議会に出してもらいたいということを要望しておきたいと思います。

第1の質問と第2の質問で私思うんですけれども、今、裁判が行われておりますが、ごみ質の問題、そしてLNGの問題ですね。これは本当に、まずごみ質については全く問題ないというふうに私は思いました、今話を聞いてですね。ごみ質が悪いから燃えないんだと、能力が発揮できないんだとい

うことは一切言えないというふうに思いますし、ただ、LNGはやっぱりこの裁判ではっきりと用役費の扱いについて結論を出さないと、これからますます組合の負担が増えていくだろうと。そうすると本当困るなということ強く思いますね。ですから、ぜひこれはもう弁護士の先生にお願いするしかないわけですがけれども、何としても勝訴できるように頑張ってもらいたいということを要望して質問を終わります。

以上です。

○議長（並川和則君）

一般質問を保留し、しばらく休憩いたします。13時に再開します。

（午前11時53分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（並川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。次に笠井議員。

○7番（笠井良三君）

7番笠井です。通告によりまして質問をさせていただきます。

私は、この県央県南クリーンセンターの運営が4市で広域環境組合として運営をされているということにつきましては認識をいたしておるところでございます。

この施設は、運転開始から7年が経過をいたします。瑕疵担保期間も31年までということで、残すところ8年となっております。あと残す時間は余りないんじゃないかというふうに思っておりますので、早急に今後の方針等については検討すべきだというふうに思っているところでございます。

この4市は、特徴といたしましては合併をした市ということで、市長さんも議員も同時に選挙があったりして、そして非常にメンバーの入れ替わりもあるんじゃないかというようなことで、非常に運営にも支障があるのかなというような考えもあるわけですがけれども、私たちもちょうど4年目の最後の1年になるわけです。そういった観点から、やはりここらである程度事を進めていかなければならないんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

傍聴席には各市の担当者あたりも来ておられると思いますので、そういったことの中で認識を一緒に持てるような議論ができればなというふうに思っております。どうか今回も一問一答にて行いますので、ひとつよろしく願いいたします。

県央県南のクリーンセンター経費削減についてということでございます。このことにつきましては、構成4市の1人当たりのごみ搬入量、これが各市

違うというようなことで、この辺についてどういう理由なのか、答弁をお願いしたいと思います。

○事務局長（松尾博之君）

構成4市のごみ搬入量が違う理由、その理由と申しますのが、平成22年度のごみ搬入量を平成23年10月1日現在の人口で割った1人当たりのごみ搬入量につきましてでございますけれども、構成4市それぞれ申し上げますと、島原市が1人当たり358kg、諫早市331kg、雲仙市272キログラム、南島原市219kgとなっております。この違いにつきましてでございますが、合併前から及び合併後の各市におけるこれまでの収集方法等の違い、ごみ分別の違い、それから産業構成、生活習慣等によって先ほど申し述べた1人当たりのキログラムの違いが出ているものと思っております。

以上でございます。

○7番（笠井良三君）

局長のほうから先ほど1人当たりの重量ということで説明いただきましたけれども、やはり全国的に1人当たりの重量が320kgぐらいだというような数字がどこも出されているようですね。そういったことで、これをベースにやはりこういう施設を設計する場合はされると思うんですが、そういったことで非常にこのばらつきについてはやっぱり調整していかなければいけないというふうに思っているわけです。この1人当たりの重量が下がるということがごみ量の削減ということにもなるわけでございます。そういったことで島原市が非常に、先ほども質問があつておりましたけれども、若干高いということから、汚泥等の投入がされているということがやはり原因ではなからうかと。それと水分も多いというようなことで、全体的に重量がやはり同じ人口割でいきますと、島原市のほうが4,200tぐらい今回も高くなっていると。そういった中で、諫早も増加の傾向にあるようですね。だから、その辺がどうしてこういうふうになっているのか説明していただきたい。

○事務局長（松尾博之君）

ただいまの質問の中で申しわけありません、汚泥につきましては先ほどの上田議員で回答いたしましたけれども、それは市民1人当たりにはカウントされておりません。あくまでも収集のトン数を市民1人当たりで割った数値ということでご理解いただきたいというふうに考えております。

それで、可燃ごみの減量が一向に進まない理由につきましてでございますけれども、これをごみ搬入量について操業を開始しました17年度の操業当初、これにつきましては1年間で85,431tでございます。平成22年度の実績が80,629tであり、全体で4,802tの減量となっております。これを1人当たりで換算いたしましたとしても、17年度1人当たり32

8 k gであったのが、平成22年度319 k gに減少をいたしておると。人口は平成17年に比較しますと1万人は減少しておりますけれども、ごみの量もそれぞれ各市におきまして努力いただき、減少傾向が続いておるということを私どもとしては認識をいたしております。

以上でございます。

○7番（笠井良三君）

今、島原の投入量の中で汚泥は重量に含まれていないということですか。それはどういうふうになっているんですかね。

○事務局長（松尾博之君）

あくまでも先ほど言いました1人当たりの排出量というのをカウントしておりますので、汚泥につきましては全く別だということで、汚泥はリレーセンターで収集するとき、圧縮するときには発生するものですから、それについてはカウントいたしておりません。といいますのは、リレーセンターでカウントする場合は、アームロール車が持ってきたときの重量を手前ではかるものですから、その合計になっていくと。汚泥につきましては1回収集のときにはかった後、押し込んだときに発生するものということから、市民1人当たりにはカウントいたしておりません。

以上でございます。

○7番（笠井良三君）

その汚泥については毎日じゃないという形のものから直接入れているんだということですね。だから、これ重量に入っていないと。それ入っていないとしますと、特に358 k gというのが高く出ているなというふうに思うわけですね。それで、現状はそういう現状だったと思います。

結局、島原市においても全体的に減量の傾向にあるようではございますけれども、まだまだ高いというような状況じゃないかなと思っております。

次ですが、構成4市での可燃ごみの分別収集ですね。違いがあるわけですが、リサイクル活動の状況と実績、それから搬入量との関係はどうなっておりますか。

○事務局長（松尾博之君）

ただいまのご質問の構成4市での分別収集につきましてでございますけれども、島原市では12分別、諫早市では8分別、雲仙市では15分別、南島原市では17分別で取り組まれておられるところでございます。構成4市では、議員ご指摘のとおり、収集方法に差異がございます。

構成4市のリサイクル活動につきましてでございますけれども、資源回収のごみの状況と平成22年度の可燃性資源ごみ量は島原市が1,223 t、諫早市が2,738 t、雲仙市が372 t、南島原市が183 tという数値

が出てきております。

お尋ねのリサイクル活動とごみ搬入量との関係でございますが、資源回収がごみ搬入量の増減とももちろん思いますので、各市での取り組みを今後ともお願い申し上げていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○7番（笠井良三君）

そうしますと、やはり雲仙市では15分別ですね。南島原では17というふうにして分別がされておるわけですね。17種類ですね。そういった中で、やはり分別の効果というのがあるのかなというふうに思います。ただ、少ないのが、島原市が12分別、諫早が8分別ということで一番少ないというような状況で、分別をしたからといって分別して燃やしているのか、その辺がですね、分別はするけど、燃やすごみの中にまた入れて持ってきているのかということはないんだらうと思うんですけど、そういったこともどういうふうになっているのか。例えば、布とかなんとかそういうのもあるんだらうと思いますけど、その点はちゃんと布なんかは別に燃やさずにしているんでしょうか。いかがですか。

○事務局長（松尾博之君）

ただいまの質問につきましては、分別収集の違いが構成市においてかなり差異があるということから、例えば、布を取り上げていただきましたけれども、布につきましては一番少ない諫早市では燃やすごみの範疇に入っていると。ただ、南島原市、あるいは雲仙市は、布は別ですよということで今、進められておるといふふうに聞いております。

以上です。

○7番（笠井良三君）

次に行きます。

可燃ごみの減量が一向に進まない状況であると。どうして減っていかないのかなと。ここの県央県南クリーンセンターに持ち込む全体の量が何で減らんとやろうかと。減量、減量ということで取り組んではいただいているんですけども、8万五、六百トンとか、こういった数字で一向にこの数字が減っていかないんですが、どういう理由でしょうか。

○事務局長（松尾博之君）

すみません。ただいまの質問は先ほど質問を受けたものですから、ご回答を申し上げたとおりでございます。

○7番（笠井良三君）

そうですね。結局これは人口が減っているんですよ。県央県南クリーンセンターは26万人でスタートしましたというようなことで、26万人だ

ったですよ、最初ね。それで、今では25万人を切るんじゃないかと、あと一、二年で、そういった数字になってきているんですよ。そういった中で、もう1万人も減るのに何で重量が減らないのかと、私は疑問でなりません。ここはどういうふうに考えておられますか。

○事務局長（松尾博之君）

先ほどもお答え申し上げましたけれども、確かに17年度から比較しますと現在1万人の人口減を起こしているということは間違いございません。ただし、1人当たりのごみの排出量を17年度と22年度で比較しますと、1人当たり17年度が328kg、22年度が319kgということで、人口は減っても個人1人当たりのごみの排出量は、削減はしている結果となっております。

以上です。

○7番（笠井良三君）

そうしますと、オーバーしたごみはどこから来るんですか。そういう1人当たりの換算で同じだという理屈は、私は成り立たんと思いますかね。

○事務局長（松尾博之君）

私の答弁が悪いのか、あれでございませけれども、私は下がっていると。17年度が328kg出されていたのが、22年度319kgということで、減少傾向にあるとお答えしたつもりでございませ。よろしくご理解をお願いいたします。

○7番（笠井良三君）

319kgですか、1人当たりですか。これが1万人減ったところで換算しますと幾らになるんですか、ごみの量は。

○事務局長（松尾博之君）

どうお答えすれば。1万人減ってどうなるかというよりも、減ってその319kgになったと。減っても。1人当たりでございませるので、よろしくご理解をお願いいたします。

○7番（笠井良三君）

ちょっと私も、下がっておると言われても私も計算しとらんもんだから言うだけけれども、318kgの場合、1万人も減るんですよ。下がらんというのはおかしいじゃないですか。1人当たりのじゃなくて、私はトータルで言っているんですよ。ここに入っておるごみの量、重量を言っているんですよ。答えてください。

○事務局長（松尾博之君）

失礼いたしました。

17年度のごみ搬入量が85,431t、22年度が80,629tでございませ。

ございます。（「それで、人口は」の声あり）

人口は17年度が26万2,464人、22年度が25万3,857人でございます。

○7番（笠井良三君）

1万人減って重量が5,000tですか、下がっていますね。こういう計算になりますかね。

○事務局長（松尾博之君）

22年度から17年度を引きますと4,802tの減になっております。

○7番（笠井良三君）

1万人ですから、（「8,000人」の声あり）8,000人より1万人でいいんです、これ。26万2,000人と25万3,000人だから、計算しやすいようにしますと、これは約1万人分とすれば幾らですか。そういうふうにしてもっと下がらにやいかんとですよ。（「下がっておる」の声あり）それ以上下がっておるかな。そしたら、それは結局80,000t、80,000tとって全然下がってないと私は思っているんですよ、ほんと。もっと下がらにやいかんと思っているんですよ。どうですか。

○事務局長（松尾博之君）

私は下がっていると判断しております。

以上です。

○7番（笠井良三君）

この件はもっと検討して、後で私も検討したいと思います。

それでは、次に行きます。生ごみの堆肥化についてでございます。

4市それぞれ生ごみ分別収集をして堆肥化の取り組みをするという、検討する考えはないのか伺いたします。

○事務局長（松尾博之君）

本組合を構成する4市がそれぞれ作成したごみ処理基本計画により削減目標を設定し、生ごみを含むごみの減量化に努力されておられます。県央県南広域環境組合規約では、4市で共同処理する事務をごみ処理施設の設置、管理及び運営に関する事務と規定しておりまして、組合は4構成市のごみを処理する団体であると。ごみの分別、減量化は各市の事務として取り組まれているところでございます。具体的には各市では、生ごみ処理機の購入補助ですね、コンポスト、電動式、これが22年度で、合計で151件、それから堆肥化の部分につきましては3つの施設で461t、それぞれ各市で取り組まれているという状況をお聞きしているところでございます。

以上です。

○7番（笠井良三君）

それは努力はされていると思うんですけど、まだまだ足らんと思うんですよ。そういったことで、やはり可燃ごみの減量には一番効果があるわけですね。生ごみを持ち込まないということが一番の効果があると判断しますが、いかがですか。

○事務局長（松尾博之君）

私もそのように思います。

○7番（笠井良三君）

それでいいんですよ。だから、その生ごみの分別収集ですね。これはもしたら各4市の管理者もいらっしゃるんですが、どういうふうに考えておられるのかお伺いしたいんですよ。宮本管理者にお伺いいたします。

○議長（並川和則君）

笠井議員、この件に関しては、それぞれの自治体の議会の中での一般質問でまた再度していただければ、ここでは一応4市の構成市の県央県南広域環境組合の議会ということで理解をしていただければと思います。

○7番（笠井良三君）

はい、わかりました。

ただ、こういうところで共通の認識を持っていかないといけないものから、私は申し上げているんですね。

そういったことで、やはり家庭系のごみと事業系のごみで今、搬入されておりまして、重量ベースでいけば40%は生ごみだというような検証が進んでおるんですよ。そういったことで、やはり個々の生ごみについて分別収集をやるのが一番いいんだと、このように思っております。この件については40%を含めて考えますと、全体の80,000tの40%といいますと30,000tはあるんですね。そういう勘定になってくるんですよ。そういったことから、この点についてどうお考えになるかお伺いします。

○事務局長（松尾博之君）

ただいまご指摘の40%というのは重量ベースだというふうに理解をいたしておりますけれども、重量ベースで40%のことにつきまして説明申し上げますけれども、全国的に重量ベースでの算出方法については確固たる方式がございません。ある程度調べてみましたけれども、その理由をただいまから申し上げます。

組合で行っていますごみ調査におきましては、先ほど上田議員の質問に答えましたとおり、ごみの種類・組成、3成分、低位発熱量等々を行っております。平成22年度の結果によれば、まず、持ち込まれるごみを水分、灰分、可燃物の3つに区分けした3成分の結果を出しております。22年度で全体の50.4%が水分で、残りの5.4%が灰分ですね。44.2%が可燃物

という結果でなっております。平成17年に操業を開始して以来、最も水分が低かったのが平成19年度の45.4%であり、持ち込まれるごみのほぼ半分は水分ということを表しております。

次に、ごみの種類・組成は水分を乾燥させた状態のごみを紙、布類、ビニール類など6種類に区分して割合を表しますが、議員ご指摘の生ごみは、この組成区分では厨芥類に、専門用語でございませけれども、厨芥類に区分されます。家庭の台所から排出される動植物性残渣などに鳥の骨や卵の殻、貝殻処理をこれに加えてカウントしているものでございます。この厨芥類につきまして平成22年度の指数は18.2%、この割合が最も低かったのが平成19年度の8.2%、最も高かったのが平成21年度の20.4%とばらつきのある結果が出てきております。

それで、先ほど言われた重量ベースでの4割の関係でございませけれども、この厨芥類につきましてどれくらい水分を含んで厨芥類として出されているのか、分析、全国でもやっていますけれども、「北は北海道から南は九州・沖縄まで」という言葉がありますけれども、それぞれの地域によって厨芥類に占める水分量に差異はあると思います。ただ一つのこれは推計でありますけれども、地方環境事務所が過去の資料によってこの厨芥類につきましては8割が水分ですよという数字が出ております。このような施設におきましては、この8割が果たしていいのかどうか。北海道の8割がそのまま九州で通用するのかどうかは不明ではございませけれども、この8割というのを仮に仮定した場合を算定いたしますと、17年度で3割8分、18年度で3割1分、19年度で2割6分、20年度で3割7分、21年度で5割、同じく22年度で5割、しかし今年の4回の調査では3割8分ということから、各年度によって占める割合は違ってくるだろうと。押しなべて平均すれば39.28%の数字になりますけれども、あくまでも推計値ですので、これが今、議員がおっしゃる4割という固定の部分ではないものと。私どもの施設でも先ほど言いましたように2割6分から5割という中で変動しておるものですから、その中での数字が毎年出てくるものかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○7番（笠井良三君）

これは諫早市の飯盛でも行っていますよね。そこでも生ごみが3割というのは大体実証済みなんですよ。それでまだまだ水分があるということから、40%は恐らくあるんじゃないかという見解をもうしておるんです。そういったことで、これは全国といいます、事務局長も全国的にお話しされますけれども、私たちもあっちこっち視察に行きますたいね。生ごみを堆

肥化を進めているところはやはり40%あるという数字を出しておりますよ。これは調べていただいて実際やってみないとこれは実証できないと思いますので、そういったことでやるべきだと、このように思っております。

そういうことで、やはり諫早の4市は農業が基幹産業ですよ。そうしましたら、やはり優良な堆肥はもっと欲しいという農業者の声も多いわけですから、それに応えるために生ごみ堆肥舎のほうに放り込んで、そして畜ふんなんかの乾燥を使っていい堆肥を作るんだというような事業をやはりこれはこの県央でやってもいいんじゃないかと思うんですよ。そういうことをやるということになれば県のほうも恐らく色んな予算もあるはずですよ。こういうような地球温暖化対策とか、生ごみ対策とか、そういったものの事業もあるはずですから、そういったものを研究しながら、これはぜひ今年度中にそういう取り組みができないのか検討できませんかね。いかがですか。

○事務局長（松尾博之君）

ただいまのご意見につきましては、各市へ伝え申し上げたいというふうに考えております。

○7番（笠井良三君）

やはりこの組合のほうから、もっと生ごみを燃やさんようにやってみてくれませんか、非常に生ごみを燃やすのに支障を来しておりますというような言い方をしているんじゃないかと思うんですよ。ここは県央の組合ですから、私はその程度しか申し上げませんが、そういったことでやはり結局、諫早のごみの量は全体の、今度の予算書あたりを見てみますと、58%を諫早が占めておりますね。そういったことで重量的なところで判断して見ますと、その資料を見てみますと、58%になっているんですよ。諫早市がまた五百何キロ上がったと。島原市が下がった分、諫早が上がっているわけですよ。そういう数字になっているんですよ。だから、その辺の根拠も私はもっと調べてもらいたいんですよ。島原が503あった、諫早が500上がったと、こういう現象です。毎年何かそういう感じの数字になって動いていますよ。私も今年からこの組合に来たからよく見てみたんですが、そういったことです。だから、諫早市はごみが一番多いという、これは人口割ですから、そういう状況ですから、やはり諫早ではもう少しこの堆肥についても取り組んでモデル的にやってもいいんじゃないかと、このように思うものですから、申し上げておきます。答弁はできないということであれば、申し上げておきましょう。

次に行きます。

次、3番目、瑕疵担保終了後の組合の対応についてでございます。延命策、施設建て替えの検討は早急に行う必要があると思いますが、いつから具体的

に取り組もうと考えておられるか、ご答弁をお願いいたします。

○管理者（宮本明雄君）

笠井議員のご質問にお答え申し上げます。

瑕疵担保期間の終了後の組合の対応についてと。延命策、施設建て替えの検討ということでございます。

昨年の8月議会でも答弁をいたしたところでございますけれども、瑕疵担保期間は、保証期間を含めて運転開始から15年間、平成31年度までというふうになっております。そのときまでに現施設の延命化、または新たな施設の建設のいずれかを選択し、その施設を稼働させるということが必要でございます。よって、おっしゃるように残された時間はそう長くないというのが実態であるというふうに思っております。

現在の施設の延命化を図る場合は、延命化対策にかかわる経費について見込みを立てないとなりませんが、ここを運転しておりますJFEからは裁判の関係もありまして、その見積もりをいただけないというのが現状でございます。したがって、延命化及び建て替えのいずれかがよいかにつきましても、裁判が終了するまで並行して検討していく必要があるかというふうに思っているところでございます。なお、構成4市との十分な協議、調整はもちろんでございますけれども、幅広くご意見をちょうだいしながら検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

他の件につきましては、事務局長から答弁をいたさせます。

○7番（笠井良三君）

次の質問ですけれども、とにかく建て替えを前提としたストーカ式の件とこういったものについて検討すべきだと思っておりますが、組合としてどういうふうに取り組んでおられますか。

○事務局長（松尾博之君）

建て替えを前提としたストーカ方式の検討をすることについてにお答え申し上げます。

焼却施設の分類に最近の方法につきましては、このごみ処理技術について大きく分けて3つに分かれます。単に焼却技術でやる場合、それから、ここみたいにガス化熔融技術でやる場合、それと固形燃料化してしまうと、生ごみ等をですね。その3つの方式があり、いちばん最初の焼却技術につきましてはストーカ方式プラス灰熔融炉併設と、それから流動床式灰熔融炉併設、この2種類に分かれると。ガス化熔融技術につきましては、ガス化燃焼方式、これはキルン式とか流動床式とか言われておりますけれども、それとガス化改質方式、直接熔融方式ということで、種々まだ技術が多岐にわたって全国で稼働をしているということは承知いたしておるところでございます。

提案されますストーカ方式については、先ほども言いましたごみ焼却施設の種類のうちに含まれる一つの方式と考えてはもちろんおりますけれども、現在の施設の建て替えを前提とした方式を検討することにつきましては、先ほど管理者が申しましたように、裁判の状況を見極めながら進めていきたいというふうに思っておるところでございます。よって、今の段階ではさまざまなことを想定しながら、今後言われるストーカ方式も含め情報を収集していく必要があるというふうに認識しておるところでございます。

以上です。

○7番（笠井良三君）

状況は裁判をしておるというような状況でありましようけど、もう時間がないですよ、はっきり言って。だから、ストーカでもいい、固形式でもいい、色々検討してくださいよ。ガス化溶解炉が全国的にこれは経費が掛るんだと。まだ先ほども言いましたようにLNGがどんどんどんどん上がるということになればこれは大変なことですよ。そういったことで全部市が負担していかなければいけないというようなことになるでしょう。そういったことで、その辺の考え方を認識してもらいたいんですよ。そして、やはりどういうケースがいいのか早く検討すべきじゃないですか。私はそれを申し上げているんですよ。恐らくこのガス化溶解炉では大変なことになるんじゃないかと、経費が嵩んで。これは私たちも視察に行きました。そうしますと、やっぱりストーカが一番今のところでは最高ですよ。安定していますということですよ。これは同じJFE環境ソリューションズでも同じくやっぱりこれはストーカ方式もあるわけですから、そういったことでやっぱり色々な方向で検討すべきだと思うんですよ。もうほんとこの議会もあと1年でまた入れかわるという形のものでありますので、本当にこれはどこが主体で、センターが中心で検討されるのか、プロジェクト組んでやられるのか、どういうふうにお考えですか。

○管理者（宮本明雄君）

まず、先ほどからご答弁を申し上げておりますように、保証期間、瑕疵担保期間を含めまして15年間ということになっておりまして、平成31年までということになります。これを例えば、延命化といっても5年延ばす場合、3年延ばす場合、2年延ばす場合、1年延ばす場合、10年延ばす場合と、そういう延命化を図るとどういった費用が掛り、どういった問題点が出てくるのかということを検討する必要がありますがまず片一方にはございます。これは今、先ほど申しましたようにJFEとの裁判ということも現在進行中でございますので、その資料をいただけないということでお答えを申し上げたつもりでございます。

それがどういうものであるかということを見極めないとなかなかストーカ炉がいいのか、ガス化溶融炉がいいのか、ほかにも色んなやり方があると思いますけれども、同じストーカ炉でも色んな方式があると思います。ガス化も色んな方式があります。ただ、全国的に今、ガス化は非常に苦戦をしているというか、色んな問題点を抱えているというのもまた事実でございますけれども、これらの技術の開発の具合ということも見極めながら、その時点でストーカ炉が優秀というようなことになればストーカの方式を導入することにもなりましょうし、ガス化がどうなるかわかりませんが、そういう新しい技術が開発されるということもあるかもしれませんけれども、今の時点では要するにその判断がつかねる状態であると。新しい炉をいつの時点で導入したほうが一番効率的なのかということは判断がつかねる状態であるというのもこれもまた事実でございます、1日も早い裁判の結果を待ちながら早く運営会社といいますか、ここを運営していますJFEとの間でそういう話ができるようになればいいというふうに思っております。

今、私どもが負担しております用役費等のほかにも色んな経費がございます。それらの中でJFEが負担しているのもありましょうし、改造等で要した費用についてはJFEが負担しているのも多ございます。そういったことがどういった部分でどれくらいあるのかというのは全く今のところは提示をいただいてないということでございますから、今の段階ではこういう答弁しかできないということでご理解を賜ればというふうに思っております。

以上でございます。

○7番（笠井良三君）

管理者の説明よくわかりますが、やはりまず延命ですね。延命というのは、こういう施設は30年運転するのが常識だと、このように私は思うんですよ。これはどこでも30年を目標にやっているはずですよ。これは私たちも視察に行っても聞きますけど、30年はやらないと元は取れないということなんです。そういうことで、恐らくこの施設は延命するのは難しいんじゃないかと思えますよ。早く建て替えることを検討していかないと大変なことになるんじゃないかなと思えます。裁判が勝つにしても負けるにしても、色んなことがつきまといますので、恐らく改造費もかなり掛るんじゃないですか。幾ら掛るのかわからんというような状況ですので、そういったことでやはりどういふふうなものでやるかというのはスタッフ挙げてやっぱり研究すべきだと、このように思っておりますので、早急に取り組む体制を作っていただいでやっていただきたいと思えますので、要望して終わりたいと思えます。

以上です。

○議長（並川和則君）

これにて通告されました一般質問はすべて終了いたしました。

次に、日程第4に入ります。

議案第3号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）」を議題いたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

議案第3号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

本案は、去年の人事院勧告により、県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例等の改正が必要となったもので、改正条例施行日でありまず12月1日までに議会招集の日程調整ができなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙専決処分書のとおり、平成23年11月25日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、承認を求めようとするものでございます。

改正の主な内容につきましては、資料によりご説明申し上げますので、本日配付いたしております議案第3号参考資料をご覧ください。

まず、月例給の引き下げでございますが、民間の給与水準を上回っている50歳代を中心に40歳代以上を念頭に置きまして給料表を平均で0.2%引き下げたものでございます。50歳代は最大0.5%の引き下げ、40歳代の後半層では0.4%、40歳代前半層では0から0.3%の引き下げとなっており、若年層については据え置きとなっております。なお、期末勤勉手当の支給割合につきましては、改定はございませんでした。

今回の改定に伴う影響額は、組合職員18名全体で年間約23万5,000円の減額、平均いたしますと1人当たり年間約1万3,000円の減額となっております。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（並川和則君）

これより議案第3号に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方どうぞ。上田議員。

○9番（上田 篤君）

私は、この議案第3号に反対する立場から討論を行います。

この引き下げは、先ほど説明があったように、昨年9月30日付の人事院勧告に伴うものだと私は理解しております。これは政府の無策による経済低迷の責任を公務員労働者に押しつけようとするもので、今回のこの条例もその延長線上にあります。40歳代から50歳代は、子どもの学校その他で出費が嵩む世代であり、このような賃下げは生活をますます圧迫するものとなり、賛成できません。

日本のGDP国内総生産の6割が個人用消費と言われております。ここが元気にならない限り日本の経済は元気になりません。これ今、各専門家からもこういう声が大きく広がってきております。賃金の引き下げは消費不況を拡大し、震災復興にも逆行します。それが回りまわってこの組合を構成する4市の経済にも大きな影響を与えることにつながります。この賃下げにストップをかけることは、職員だけに恩恵があるのではなくて、市の経済や暮らしにもプラスになることだと思いますので、私はこのような専決処分は承認できません。

以上です。

○議長（並川和則君）

ほかに討論ございますか。山口議員。

○8番（山口喜久雄君）

これは人事院勧告に伴う給与改定ということで、確かに今、言われたような部分はあると思うんですけど、人事院勧告をやっぱり無視するというわけにはいきませんので、これはやっぱりどうしても受けざるを得ないという状況ではないのかなど。やっぱり民間の給与等色んなところから判定をしてこういうことをございますので、これはやむなしというふうに思います。

○議長（並川和則君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

異議がありますので、起立によって採決をいたします。

議案第3号は、これを承認することに賛成の方はご起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（並川和則君）

起立多数。よって、議案第3号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号「専決処分の承認を求めることについて（平成23年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」及び議案第5号「専決処分の承認を求めることについて（平成23年度県央県南広域環境組合一般

会計補正予算（第2号）」を一括して議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

議案第4号「専決処分の承認を求めることについて（平成23年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成23年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第1号）について、別紙専決処分書のとおり、平成23年8月29日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し承認を求めようとするものでございます。

議案第4号の3ページをお開きください。

今回の補正予算額は500万円の追加補正で、補正後の予算額は30億1,693万4,000円となり、前年度の同期30億9,308万5,000円と比較いたしますと、率にして2.5%の減となります。

補正の概要でございますが、本日配付いたしました資料によりご説明いたしますので、お手元に配付の議案第4号・第5号参考資料をご覧ください。

上段の1、補正予算第1号でございますが、昨年8月の組合議会定例会において設置されましたごみ処理施設に関する調査特別委員会の設置に伴う23年度の調査経費として計上したものでございます。

予算額措置は500万円、主な経費といたしましては、委員会開催等に伴う議員報酬、費用弁償のほか会議録調製や弁護士への委託料などを計上いたしました。なお、財源につきましては、繰越金を充当したものでございます。

以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第5号「専決処分の承認を求めることについて（平成23年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、議案第4号と同じく、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成23年度県央県南広域環境組合一般会計補正予算（第2号）について、別紙専決処分書のとおり、平成23年11月25日に専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し承認を求めようとするものでございます。

予算の概要についてご説明申し上げますので、先ほどと同じ本日配付の議案第4号・第5号参考資料の中段2、補正予算第2号をご覧ください。

今回の補正予算の内容は、（1）目的にも記載しておりますとおり、①職員配置換えに伴う人件費の組み替え、これは施設課から総務課へ1名異動させたものでございます。

②議案第3号でもご説明いたしました人事院勧告に伴う人件費の引き下げ、
③負担率改定による共済費の増加に伴う予算措置について歳出予算の組み替えを行ったものでございます。したがって、予算措置額はゼロで、(3)概要に記載してありますとおり、2款1項1目一般管理費の2節給料から4節共済費まで、不足する額820万2,000円を3款1項1目クリーンセンター費から組み替えたものでございます。款の移動につきましては議会の承認を必要というふうに判断をいたしております。

以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（並川和則君）

これより議案第4号に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。山口議員。

○8番（山口喜久雄君）

今まで幾ら支出をされたのかということと、あと、これから先どれぐらい予定があるかというのをちょっと教えてもらえますか。

○事務局長（松尾博之君）

ただいまのは議案第4号に関連するものとして判断してご回答を差し上げてよろしいでしょうか。

第4号にかかわることについて説明申し上げます。

昨年の8月で限度額が500万円、それに伴う専決処分を行いまして、現在までに約180万円の支出を行っております。報酬、それから需用費、委託料等でございます。今後幾ら掛るかということにつきましては、開催される回数によって決まってくるものかというふうに思っておりますので、現段階ではお答えすることは差し控えさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（並川和則君）

ほかに。馬渡議員。

○2番（馬渡光春君）

今、事務局長から答弁がありましたが、180万円を支出されたと。これは上限額が決定しておるわけでございますけれども、その180万円の内訳と。やっぱりそれは弁護士の報酬とか、委員の費用弁償とか、色んな項目があると思いますけど、その点を。

○事務局長（松尾博之君）

これまで9回の開催がっております。それに伴う費用につきまして説明申し上げます。

議員報酬、費用弁償約64万円、顧問弁護士、会議録調製業務約68万円、

事務費、これはコピー代の消耗品、郵便費等で約48万円、合計約180万円ということで答弁させていただきます。

○2番（馬渡光春君）

続けて質問させていただきます。

費用弁償は64万円、弁護士、これは法的なあれが必要ですので必要経費だと思いますけれども、例えば、この百条委員会を設定したことによって職員の残業とかなんとかは増えてないんでしょうか。会計が全部別だと思いますけど。

○議長（並川和則君）

事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

職員の時間外手当について申し上げます。

百条委員会が設置され、私どもとしても経験不足は否めないものがあり、他市への調査も行わせてもらっております。これは円滑な事務を遂行するために必要と判断したものでございます。それで、まず時間外手当につきましては10月から12月分で説明申し上げますけれども、約11万円、それから旅費につきましては4万8,940円、山口県周南市、福岡県田川郡、それぞれ百条委員会を設置されたところの事務局にお尋ねに行っております。

以上でございます。

○議長（並川和則君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方どうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号に対する質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号は、これを承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は承認することに決定いたしました。

しばらく休憩します。2時10分に再開します。

（午後2時00分 休憩）

（午後2時10分 再開）

○議長（並川和則君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第6号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」を議題といたします。

提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

議案第6号「長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について」ご説明申し上げます。

長崎縣市町村総合事務組合は、公務災害補償事務及び退職手当事務等を共同処理している団体で、長崎県内の市町及び一部事務組合で構成されており、当組合も平成12年4月1日に加入しているところでございます。

本案の内容につきましては、本日、配付している資料で説明いたしますので、議案第6号参考資料をご覧ください。

1に記載しておりますとおり、平成24年3月31日をもって外海地区衛生施設組合が解散することに伴い、長崎縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数が34から33に減少することから、長崎縣市町村総合事務組合規約の一部を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

規約変更の内容は、外海地区衛生施設組合の解散に伴い、同組合を、長崎縣市町村総合事務組合を組織する団体から削除するものであります。

なお、変更後の規約は平成24年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（並川和則君）

これより議案第6号に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。
（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。
（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。議案第6号は原案どおり可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案どおり可決されました。
次に、議案第7号「平成24年度県央県南広域環境組合一般会計予算」を議題といたします。
提案理由について、事務局の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（松尾博之君）

議案第7号「平成24年度県央県南広域環境組合一般会計予算」について説明申し上げます。

まず、予算書1ページをお開きください。

1ページの第1条に記載しておりますとおり、予算の総額を歳入歳出それぞれ31億1,630万3,000円にしようとするものでございます。

第2条は、同一款内における各項間の流用について定めたものでございます。

予算の概要につきましては、議案と同時にお送りいたしました議案第7号資料、一般会計当初予算の概要によりご説明申し上げますので、資料の1ページをお開きください。これでございます。別綴りにしていたかと思えますけれども、よろしいでしょうか。

1ページ、平成24年度当初予算総額31億1,630万3,000円を前年度当初予算と比較いたしますと、1億436万9,000円、率にして3.5%の増となります。これは、運転に必要なLNGの価格高騰が見込まれることや、施設の定期的な点検に加え、操業以来8年目を迎え、経年劣化への対応等維持補修経費の増のためです。

予算編成の考え方は、2に記載しているとおりでございます。

資料の2ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、費目ごとに前年度との比較をいたしております。そのうち主なものにつきましてご説明申し上げます。

一番上、1款は構成市からの分担金でございます。予算額27億円で、前年度と比較いたしまして2億円、率にして8%の増となっております。分担金増の主な原因は、先ほどのLNGの高騰分など約1億円の増に加え、平成23年度は財政調整基金から8,900万円の繰入金を計上しておりましたが、それがなくなったことなどがございます。

なお、構成市ごとの分担金明細につきましては、予算書の31ページに掲載をいたしております。

次に、2款のうち2項手数料でございます。予算額1億7,400万円で、前年度より400万円の減を見込み計上いたしております。これまでの実績を踏まえ、有料ごみの搬入量が若干減少するものと見込んだものでございます。

4款財産収入は、基金総額の減少に伴う預金利子の減でございます。基金につきましては、後ほどご説明申し上げます。

5款繰入金につきましては、1款分担金でも説明いたしましたが、財政調整基金に余裕がなくなったことにより、計上することができませんでした。

6款繰越金は、平成23年度の歳入歳出決算見込み額により、前年度比1.6%減の2億2,699万円を計上いたしております。

7款諸収入でございます。余熱利用施設の指定管理者から納付される水道料金や副産物売払手数料のほか、有価物及び余剰電力販売料金を実績により勘案し、前年度比8%増の1,527万8,000円を見込み計上いたしております。

続きまして、3ページをお開きください。

歳出につきまして、前年度と比較しながらご説明申し上げます。

1款議会費につきましては、前年度とほぼ同額の323万1,000円を計上いたしております。当初予算の比較でございます。

次に、2款総務費でございます。1項総務管理費につきましては7,331万円を計上しており、1,014万6,000円の増となりました。増の主な内容は、先ほど承認いただきました施設課から総務課への1名の配置転換に伴う増により、人件費が約940万円の増となったためです。

3款衛生費の3款1項1目クリーンセンター費は13億7,593万1,000円を計上しており、7,078万1,000円の増でございます。増の主な内容は、LNG単価の高騰による用役費が約7,400万円の増、これは下段の3款1項1目の増減の主な理由の中にも記載しておりますとおり、

LNG平均単価を平成23年度は8万1,327円と見込んでおりましたが、24年度は東日本大震災等による世界的なLNGの需要量の増加に伴い、平均単価を10万7,100円で見込まざるを得なかったためでございます。このほか、トラックスケールの隔年検査や3年に一度の法定検査業務関係で約1,000万円の増となっております。一方、人件費につきましては、配置転換に伴う職員1名減により約800万円の減となりました。

次に、1項2目リレーセンター費は2億7,280万7,000円を計上しており、前年度と比較して2,531万2,000円の増となっております。主な内訳は、3カ年サイクルで実施しております東西リレーセンター点検整備補修業務の点検箇所数の増により約2,900万円の増、アームロール車等の経年劣化に伴う補修業務関係で350万円の増などでございます。

1項3目余熱利用施設費につきましては、指定管理料や水道料を含め、前年度とほぼ同額の2,666万1,000円を計上いたしております。

4款公債費は総額で13億5,395万9,000円を計上しており、163万1,000円の減となっております。内容につきましては、後ほど改めてご説明申し上げます。

予備費は、前年度と同額の1,000万円を計上いたしております。

次に、4ページをお開きください。

4ページは、当初予算を目的別で比較したグラフでございます。

5ページをお願いいたします。

上段④は、3款1項1目の用役費につきまして、それぞれ予算措置額と使用料見込みについて前年度と比較した表で、中段⑤は、これまでの用役費の推移を比較したグラフでございます。用役費につきましては、LNG、電気、水道のいずれについても実績を勘案し、使用料は前年度より減と見積もったところでございます。

6ページをお開きください。

⑥は、3款衛生費の委託料の主なものを前年度と比較した表でございます。その表の下には増加となった業務の主な内容について記載しております。

7ページをご覧ください。

⑦は人件費でございます。前年度と職員数に変更はありませんが、普通昇給や人事院勧告等に伴う給与改定等の増減がっております。

なお、予算書で32ページから37ページに人件費の明細を載せておりますので、後ほどご覧ください。

次に、一般会計当初予算の概要の8ページをお願いいたします。

5は基金の状況でございます。組合には3つの基金がございますが、今のところ平成23年度末の基金残高の合計は8,200万円の見込みとなっております。

おります。そのうち、一番上の財政調整基金につきましては69万6,000円の見込みで、ほぼ底をついた状況となっており、平成24年度は取り崩しもないことから、同年度末には預金利子の積み立てのみで、平成23年度末とほぼ同額の基金残高を見込んでおります。

9ページをご覧ください。

6は地方債の状況でございます。組合が借り入れた地方債の内訳は、①の表のとおりでございます。

②は公債費の推移でございます。償還条件が元利均等償還であることから、元金が増え、利子は減少いたしておりますが、今後、数年間はほぼ今年度の13億5,000万円程度で推移する予定でございます。

また、次の10ページの②公債費の推移をグラフ化したものは、上段が総額、その内訳として、中段の(1)一般廃棄物処理事業債は、ごみ処理施設に係る償還分で、償還期限は平成31年度まで、下の段の(2)一般単独事業債は余熱利用施設に係るもので、償還期限は平成32年度までとなっております。

なお、最後になりますが、予算書21ページからの歳出事項明細の説明の欄の事業内容につきましては、前年度の予算措置額と比較したものを作成し、本日、議案第7号資料として配付させていただいております。参考にさせていただければと存じます。

以上で議案第7号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（並川和則君）

これより、議案第7号に対する質疑に入ります。

質疑は、歳入歳出区分して行います。なお、質疑の際にはページ数をお示しいただきたいと思っております。質疑は、歳入歳出それぞれ3回となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

まず、歳入に対する質疑に入ります。馬渡議員。

○2番（馬渡光春君）

ちょっとご質問をしたいと思っております。

前年度と比べて各市の負担金が2億円、8%の割合で伸びております。これ今、色々説明があったように、用役費が上がってきたということはわかっておりますけれども、一つの大きな原因というのは、基金繰り入れがなくなったというのも大きな要因になるんじゃないかなと思っております。それに繰越金が2億3,000万円ですけれども、単年度収支は赤字になってしまうんじゃないかということで、今度2億円の負担金の増加と理解をしておりますけれども、その2億円の増加の内訳ですね。負担金の割合というとは3

つに分けてあると思いますし、ごみ処理建設費に対する経費、それに運転に要する経費、それに通常の運営する経費、それと均等割と人口割、また処分割ということがあると思います。4市の増加分ですね、それぞれにお示しをいただきたいと思います。

○事務局長（松尾博之君）

分担金について、これまで11年の発足当時から平等割、人口割、それから、建設費、運営費、これが平成16年まで、17年度にさらに運転費が加わって、さらに、22年度で改定を行ってきたという経過がございます。

今回、2億円増に上げましたのは、運転費のところでは平等割、人口割で算出をいたしたところでございます。

以上です。

失礼しました。

2億円の内訳でございます。島原市で4,072万3,000円、諫早市で1億1,682万5,000円、雲仙市で3,231万円、南島原市で1,014万2,000円という算出根拠をいたしております。

○議長（並川和則君）

はい、どうぞ、馬渡議員。

○2番（馬渡光春君）

確かに用役費があったり、基金がもう枯渇したということで大変運営が厳しい状況です。それぞれ構成市の財政もそんなに楽な財政じゃないと思っております。やっぱりごみ処理には大分金が掛ると。各議会でも色々と質問があつておるようでございますけれども、24年度は2億円の負担増額でいいわけですけど、今後の見込みとして、まだ増えてくるんじゃないかという恐れもあるわけでございますけど、今後の見込みはどのように捉えておられますか、お尋ねをしたいと思います。

○事務局長（松尾博之君）

先ほどの一般質問の中にありましたように、大きくLNGと単価の問題、それから、経年劣化に伴う補修、そういった部分が平成24年度は大きな増額の特徴となっております。今後、じゃ今年の27億円より上回らないかと言われたときには、正直言ってわかりませんとしか回答しようがございませぬけれども、私どもとしてはできるだけ経費削減には努めていきたいということで回答にかえさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（並川和則君）

ほかに歳入に対する質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

それでは、次に歳出の質疑に入りたいと思います。西口議員。

○4番（西口雪夫君）

説明資料の8ページの基金でちょっと説明をお願い申し上げたいと思いますけれども、基金がなくなってまいりまして、あと残っているのが組合用の用地取得基金があと7,900万円近く残っておりますけれども、これ今後ともまだ土地を売りたいという方がいらっしゃれば買い求めるといふうなあれはあるんでしょうか。

○事務局長（松尾博之君）

元々この施設は都市計画決定をいたしております。都市計画決定の中で、都市施設ごみ焼却場ということで、県央県南環境センター9.87haを、都市計画決定をいたしております。都市計画決定をするということは、もうその用途しか使えないということを決めまして進めている。そのかわり売ったときの税の控除とか、売った方のメリットもそこで生じてくると。そういった分も含めて、この決めた範疇の中においてはごみ処理施設の関連施設しか建てられないという厳しい都市計画法の決定を受けておりますので、未買収地約1haありますけれども、できるだけその旨を理解していただいて、うちのほうで購入していかざるを得ないと。買い取り請求があれば、この基金から予算を確保しているものですから、それで対応していきたいというふうに考えて、今回、この用地取得基金については、当分の間、維持せざるを得ないというふうに考えております。

以上です。

○2番（馬渡光春君）

これ私も前回は質問をしたわけですが、今詳しく都市計画の区域指定ということでなっておるということでございます。これが歳出か歳入かということでございますけれども、7,966万3,000円の今、基金があるわけですが、その1ha、これをもし今の価格で買収する場合はどのくらいになるわけですか。

○事務局長（松尾博之君）

これを造ったときの単価、土地を買う分ですね、評価委員会にかけたり何だりする、その単価に変動は、多分下がっているだろうとは思いますが、こういう経済情勢ですので。ただ、ご質問に、残り1haをすべて買った場合というのはまだ試算をいたしておりませんので、申しわけございません。

○2番（馬渡光春君）

総面積が約1haと。しかし、筆数はあると思うんですね。地主が色々おられるだろうし、それぞれあと何戸ぐらい、今の状況としてどのような流れ

になってきているのか、お尋ねをしたいと思います。

○事務局長（松尾博之君）

まず、筆数でございます。15筆になっております。所有者でございます。4人、正確に言えば11, 622㎡です。

現在の状況について、私が昨年4月にここの地に拝命したときから言われていることですが、未買収地の地主には個別には当たってくれるなど。というのは、福田町、御手水、長田におられますけれども、個人的な部分でどうしても当たられると、近所に住んでおられるものですから、不愉快感とか、また現に看板も立っておりますし、そういった色んないきさつの中からそのような結果になったのではないかというふうに思っているところでございます。

以上です。

○9番（上田 篤君）

この概要の6ページですが、この真ん中の黒丸ですね、ごみ処理施設精密機能検査業務の内容ということで書いてありますが、3年に1回と書いてありますね。法定の検査だと。この費用として、上に書いてあるクリーンセンター費のごみ処理施設精密機能検査業務500万2,000円、これになるんですかね。何か精密検査にしてはちょっと安いような気がするんですけど、どうですか。

○事務局長（松尾博之君）

ただいま精密機能検査、安いんじゃないだろうかというご発言ですが、精密機能を全部することじゃなくて、一部の部分が該当しているということで、見積りを取りましたところ、やはりこの金額になったということでご理解いただければというふうに考えております。

○9番（上田 篤君）

例えば、この検査内容の②として、ごみ質や排ガス等の理化学的検査とありますよね。これは、私はダイオキシンとかも入るんじゃないかと思うんですけど、例えば、ダイオキシンの検査というのは非常に金が掛ると聞いたことがあるもんですからね、今、聞いたんですけど、間違いはないですね、500万円で。

○事務局長（松尾博之君）

ダイオキシン、これを抑えるということは、この組合及び施設ができた当時から最大の命題なものですから、それにつきましては、その中にある定例分析業務の中に加わっております、金額的にはですね。

以上でございます。（「わかりました」の声あり）

○議長（並川和則君）

ほかに。林田議員。

○1番（林田 勉君）

小さなことなんですけど、1点だけ。

この補足資料の3ページなんですけど、クリーンセンター費で、人が異動されるということで減額が800万円ほどなっているんですけど、それが一般管理費のほうに行かれて、940万円というふうに先ほどご説明があったんですけど、同じ方々も異動されて、この増減というのはどういふふうな説明なのか、時期的なものなのかですね。

それと、大体800万円、900万円ぐらいですね、何級の何号ぐらいの方か、ご説明願えればと思います。

○総務課長（中村秀憲君）

人件費でございます。総務課に配属した職員が差し引き五、六十万円ですか、増えているようになっています。これ給料だけではなくて、色んな手当、子ども手当、それから扶養手当、こういうのを含めたところで増になったということでご理解いただければと思いますが。子ども手当といえ、対象者が増えたと、対象人数が増えたということでございます。

○議長（並川和則君）

ほかにございますか。山口議員。

○8番（山口喜久雄君）

資料の7ページの人件費の比較のところ、給与費のところ、給料が103万4,000円増えていますよね。そこら辺のところは、2.46%の平均昇給があつて、127万4,000円増額になって増えたというこの一覧表の説明、33ページ、これでいいわけですね。

○事務局長（松尾博之君）

そのように理解をお願いいたします。

○10番（柴田安宣君）

6ページのクリーンセンター費の中で、点検整備補修業務ということで2億8,231万3,000円計上してありますけれども、これと例の覚書等に類する向こう15年間の点検補修業務の経費が予定されておったんですけども、この兼ね合いについて伺いたいんですけど、どうなっていますか。

○事務局長（松尾博之君）

6ページのクリーンセンター費の点検整備補修業務、併せて、その上の運転管理業務を含めたところですけども、変更契約に基づく17年度からと同じような格好で、3年間で15億円という総額の中から、この運転管理業務と点検整備維持補修を割り振っているということでご理解いただければというふうに考えております。

○議長（並川和則君）

ほかにごございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。討論のある方ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号はこれを原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

次に、日程第5「特別委員会委員長報告について」を議題といたします。

ガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員長及びごみ処理施設に関する調査特別委員長の報告を求めます。

まず初めに、ガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○ガス化溶融改質方式の炉の有用性を研究する調査特別委員長（柴田安宣君）

報告をいたします。

平成22年の2月12日、特別委員会が設置されまして、今まで活動をしてきましたけれども、23年度に関しては休止中になっております。後で報告をいたしますけれども、まず、1回目が平成22年2月12日、出席者、全委員が出席して会議を持っております。

それから、22年の4月5日、午前10時から特別委員会を開いて、今後のこの会の目的、具体的な調査方法、それから予算、今後のスケジュールについて等を検討いたしました。

それから、その検討した中で、今後、目的については、具体的な調査方法について、ガス化溶融方式のメリット、デメリットなどについて、専門知識を有する講師から講義、ガス化溶融改質方式のうちに、他の方式での処理施設への視察研修、それから、予算については200万円を限度とし、内容の調整は正副委員長と、それから、委員に委ねられたというふうなことでございました。

正式には構成メンバーの入れ替わりがありまして、正式には調査特別委員会じゃなくて、こちらのほうからお願いをして、組合議会の主催という形で、

県央県南広域環境組合のこの管理棟の2階で第3回目の研修会をやっております。

その内容といたしましては、講師として日本環境衛生センターの西日本支局長、環境工学部長の岩永宏平先生をお願いして、クリーンセンターに今運営されておりますガス化溶融施設等の型式とか、成り行きとか、内容についての勉強会をいたしました。

それから、活動といたしまして、県央県南広域環境組合の視察研修を平成22年の11月1日から2日間、宇部市のごみ焼却場、それから、福岡県にあります玄海環境組合古賀清掃工場、玄海環境組合宗像清掃工場等で研修を行いました。

その内容といたしましては、宗像のごみ焼却場につきましては同じガス化溶融施設でございますけれども、流動床式でございます、焼却能力が1日198tと、66tかける3炉運転でございました。プラントメーカーが荏原製作所で、それぞれの悩みや問題点等についての検討を勉強させていただきました。その中におきまして、助燃剤である灯油は要らないとの話であったが、ごみ質が設計時の想定を下回っているために、溶融炉内の温度を保つために必要であると。このために助燃剤に係るコストがいかに削減するかが課題となっていると。質問の中で、助燃剤にプラスチックを投入したらどうかという話もありましたが、プラスチックまで受け入れるとなると、ごみピットが溢れる恐れがあるとのことでございました。また、過去にあった大きなトラブルといたしまして、ごみの分別が悪いため、ホッパーにごみが巻きついたり、破砕機などが破損したというふうなことでございました。

2日目に福岡県の古賀清掃工場に視察に行きました。処理方式はキルンガス化溶融方式で、1日処理能力が260tで、130t炉の2炉運転でございます。プラントメーカーが三井造船で、処理経費の現状と運営上の問題等についての勉強をいたしました。処理経費の、経費の内訳については、それぞれ後で説明いたしますが、どこも宇部市と同じで、当初の助燃剤である灯油は要らないという話でありましたが、助燃剤に係るコストをいかに削減するかが課題となっていると。しかし、古賀工場の場合は助燃剤として当初から基準ごみ1,580kcalのベースで、年間予定使用量を超えた分はメーカーが負担で対応しているということでございました。質問の中で、点検整備費用が掛っているが、整備の劣化はどういうふうになっているかということで、今のところそこまで劣化はなく、部分補修で対応しているということでございました。プラントメーカーとのトラブルはあるかという質問に対しまして、施設建設当初はセラミック管の破損が多かったが、メーカーに直させ、今は特にないということでございました。

最後に、宗像の清掃工場に行きました。処理方式としてはガス化溶融方式で、縦型シャフト炉でございました。1日160tの処理能力で、80tの2炉運転でございます。プラントメーカーは新日本製鉄エンジニアリングで、処理経費の現状と問題点について質問いたしました。処理経費の経費内訳については、なかなか相当以上の経費が掛っているということで、当初設計の処理経費の想定内ということでございましたが、問題なく順調に進んでいる。ただし、コークスや灯油などの燃料費の削減に努めているが、苦慮しているということでございました。また、ごみ量が最近少なくなっていることから、古賀工場と宗像工場を1炉ずつ廃止したらどうかという論議が課題となっております。トータル的にこの県央県南広域環境組合はトン当たり処理経費が1万2,661円でございます。古賀清掃工場が1万8,513円、宗像清掃工場が2万1,023円、一番安いところは山口県の宇部の清掃工場で、9,589円で処理してあるというふうなことで、いずれにしても、安いところも高くかかっている経費の分もあります。やはり助燃剤としてここも苦労しておりますけれども、コークスとか灯油とかが値上がりして非常に予定以上の経費が掛って困っていると。

ただ、3カ所視察した中でつくづく思ったのは、この県央県南広域環境組合が14年から入札をされて、稼働しているこの施設は、ご存じのとおり、性能発注方式でやっていただいて、今、裁判を起こしておりますけれども、その結果がこの裁判を起こされる状況をつくっていただいているということで、ほかの3清掃工場とも機械の値段の発注というふうな感じでやっている関係で、予定以上に掛った経費については、それぞれなかなか思ったようなメーカーとの交渉ができていないというふうなことで、この施設の今までの流れの中で、先輩たちが努力されたことに対しては非常に敬意を表すものでございます。

ただ、23年度におきましては、百条委員会が昨年8月設置した関係で、これに全力を傾注していこうということで23年度は休止しております。今後どうするかということにつきましては、百条委員会がどう推移するかということもありまして、その後のことに関しては、この炉の有用性を検証しながら、そして今、津川先生という人も呼んで勉強会を開いたわけでございますけれども、今後、このガス化溶融炉を継続するか、もしくは今後、新しい炉を設置した場合に、どういう形のほうがベストなのかということで、津川先生等に言わせれば、スーパーストーカー方式ということで、これには一体化したストーカー方式プラス溶融施設を一体化したスーパーストーカー方式ということが最近評価されておりますけれども、これがどんなものであるか、どういう有益性があるかということも併せて、今後勉強会を継続すれ

かどうかということで、今後の百条委員会の推移と今後についてさらなる研鑽を積んでいけばどうかというふうに考えております。

以上で簡単でございますけれども、ガス化溶融施設の有用性についての調査特別委員会の報告とかえさせていただきます。

○議長（並川和則君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入りたいと思います。何か委員長にお尋ねしたいことがありますれば、どうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって質疑を終結いたします。

次に、ごみ処理施設に関する調査特別委員長の報告を求めます。

○ごみ処理施設に関する調査特別委員長（西口雪夫君）

昨年8月22日の組合議会定例会におきまして、設置調査を付託いただいておりますごみ処理施設に関する調査特別委員会の経過につきまして、中間報告をさせていただきます。

これまでに委員会の開催はおよそ月に2回程度で、先日の1月27日に第9回目の委員会を開催いたしましたところでございます。

委員会の主な内容につきましては、現在のところ記録提出請求が中心で、組合に対しまして6回の請求、JFEエンジニアリング株式会社に対しまして1回の請求を行っております。

組合に対する主な請求内容は、機種選定から変更覚書締結までを中心とした各種会議の内容を確認するため、会議資料や会議録などを中心とした保管文書の請求、さらに、運転状況とトラブルの状況を中心に確認するため、現在、係争中の裁判に提出をされております証拠資料を請求しており、記録提出時には必要に応じて松尾事務局長に委員会への出席説明を求めるとともに、提出されました記録の不明瞭な部分について質問を随時行いながら、記録の調査を進めてまいっております。ここに持ってまいっておりますけれども、かばん等入り切れない多くの資料を今、審査をしているところでございます。

JFEエンジニアリング株式会社に対する1回の請求に対しましては、不存などの理由で記録提出には至っておらず、さらなる請求も含めて、今後対応を検討しているところでございます。

また、本調査特別委員会には当初から顧問弁護士をお願いすることと予定しておきまして、10月末に諫早市幸町に牟田法律事務所を開設されております牟田伊宏弁護士との顧問契約が調いまして、その後の委員会から参画をいただき、専門的な立場で調査の進め方などを、ご指導を受けておるところでございます。

今後の委員会の活動は、3月までに記録の提出と並行いたしましたして、4月から6月にかけて予定をしております証人尋問に向けての尋問事項書の作成が中心となってまいります。

なお、証人尋問が終了いたしましたら、その後、報告書の取りまとめを行いまして、本年8月の組合議会定例会には最終報告を行う予定で進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上をもちまして、簡単でございますけれども、ごみ処理施設に関する調査特別委員会の中間報告とさせていただきます。

○議長（並川和則君）

ただいまの委員長の報告に対する質疑に入ります。お尋ねしたいことございますか。田添議員。

○6番（田添政継君）

西口委員長にお尋ねをしたいと思うんですが、本日、午前中の百条委員会とも関連するわけでありましてけれども、私自身も百条委員会の委員として今まで一緒に色んな資料の勉強をしたり、色んな会議を積み重ねてきたわけですが、この百条委員会というのは、クリーンセンターのこの組合議会はもとより、構成する4市において本当に真相究明を図るべく設置された委員会だというふうに思っておりますが、今日の午前中の百条委員会の中でも報告をされましたが、一部の自治体において、この百条委員会の性格や委員の構成や、あるいはこのクリーンセンターの議会運営に対して齟齬が生じているような、そういうご報告がありました。この際、やはり4市が一致してこの百条委員会で真相解明を当たるべきであり、そういう観点から、どういうふうな内容で委員長及び議会運営委員長を含めてそういう関係者とお話し合いをされたのか、この際、この組合議会を構成する委員の皆さん方でこの問題を共有して、今後一致して解決に当たるべく努力をすべきだというふうに思いますので、委員長のほうから今日、午前中に報告があった分を、ぜひこの組合議会の中でもきちんと報告をしていただきたいというふうに思います。

○議長（並川和則君）

申しわけございませんけど、ただいまの件は、この本会議等の、要するに、今委員長報告をされましたその経過報告とはちょっと内容等が違いますので、ここでの委員長答弁というのは差し控えさせていただきたい。議案としての内容等じゃないと思いますので、これはできますれば全体会議とか、そういうところで委員以外の方にお示しを百条委員会として取り上げていただいても結構だと思うんですけど。はい、どうぞ。

○6番（田添政継君）

本日の議会日程でも議論になりましたように、議運の中でも議論をされた問題であるわけですね。そういうことを含めて考えると、やはりそういう全協とかでの報告もあるかとは思いますが、議運等を開催していただいて、どういう扱いにするのかというのもきちんと議論をしていただくということも必要じゃないかと思うし、西口委員長の見解もぜひお聞きしたいなというふうに思います。

○議長（並川和則君）

私のほうから再度答弁させていただきますけど、この件については議案としても日程には上がっておりませんので、この本会議の中でそれを議論することは差し控えさせていただきますと思います。

○議長（並川和則君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

次に、日程第6決議案第1号「ごみ処理施設に関する調査特別委員会の調査経費についての決議」を議題といたします。

提案理由について、提案者の説明を求めます。

○4番（西口雪夫君）

ごみ処理施設に関する調査特別委員会の調査経費についての決議を提案いたします。

提案者は、私、西口雪夫、賛成者は柴田議員、松永議員、笠井議員、田添議員、上田議員及び町田議員、以上、ごみ処理施設に関する調査特別委員会の委員でございます。

本案は、ごみ処理施設に関する調査特別委員会の平成24年度の調査経費について、地方自治法第100条第11項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

平成24年度におけるごみ処理施設に関する調査特別委員会の調査に関する経費は500万円以内とするものでございます。先ほど説明申し上げましたとおり、現在、調査を進めてまいっておりますが、調査範囲も広く、資料も膨大な量になっており、引き続き平成24年度も調査を継続して行いたいと考えております。

経費の主なものとしたしましては、証人尋問を行った場合の費用弁償、委員の報酬など、顧問弁護士の委託料などでございます。

以上、議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（並川和則君）

これより決議案第1号に対する質疑に入ります。質疑のある方どうぞ。
（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

なければ、これをもって質疑を終結し、討論に入ります。山口議員。

○8番（山口喜久雄君）

私は、決議案第1号に対して反対の立場で討論をいたします。

JFEエンジニアリングとちょうど裁判をしている最中でございます。非常にタイミング的にどうなのかというのが一つの心配でございますし、西口委員長は裁判との関係は余りにしなくていいんだと、ためにする議論だと、弁護士のお話を通しながらお話をされておりますが、私はそのところが非常に気になっております。先議会での反対討論でも申し上げましたが、広瀬和彦さんという全国市議会議長会法制参事という方の「100条調査ハンドブック」の中に「司法権との関係による限界」ということで、「100条調査権は、司法権の独立を侵害しない範囲において、当該団体の事務に関する事項について調査の対象とすることができる。ここで司法権の独立の侵害とは、議会が行う100条調査により裁判官が裁判を行うに当たって、重大な影響を及ぼすような調査を指す。それゆえ、議会は裁判に影響を与えないように十分配慮した調査をする必要がある」というような文言もございますけれども、そういう意味では非常に慎重に慎重を重ねなければいけないということでもあり、そのせいかわかりませんが、設置から半年たった今でも証人尋問できていないという状況でございます。資料の調査の最中ということもございますけれども、また、JFEに対して提出要求した変更覚書協議の作成のために、県央県南広域環境組合と行った打ち合わせの会議録というものでさえ作成していない、もしくは現存していないとの返答があったと聞いております。平成14年5月の応札条件にかかわる回答書の提出からおおよそ10年の月日が流れております。関係者の当時の記憶の薄れに対する心配や資料、記録が散逸している可能性もある中での百条委員会での審査は困難をきわめ、構成4市の皆様の貴重な税金を無駄遣いに費やしていないかと大変心配をいたしております。

私が思いますに、裁判で係争中の事案に対して屋上屋を重ねるような百条委員会、23年、24年度にかけて1,000万円近くかけて調査をいたしても、JFEエンジニアリングからは裁判で係争中の事案でというような理由で期待されるような証言を引き出すことは至難のわざではないかというふうに危惧をいたしますし、それだけでなく百条委員会は民事訴訟法に則って運営されるとは理解しておりますけれども、民事訴訟法の第197条中の「技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合」は、証言を拒否

できるとの条文を引用する可能性も否定できないと。このように、目的達成が困難な事案に貴重な構成4市の市民の税金を使うことに非常に私は心配をし、納得をしておりません。

この議案に反対の立場で討論させていただきます。

○議長（並川和則君）

ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

異議がありますので、起立によって採決いたします。

決議案第1号はこれを原案どおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（並川和則君）

起立多数であります。よって、決議案第1号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字、その他整理を要するものがありませんでした場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（並川和則君）

これをもって平成24年第2回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。議員各位のご協力によりスムーズに議事を進行することができました。議長からお礼を申し上げ、閉会のあいさつといたします。どうもお疲れさまでございました。

（午後4時5分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長 並川 和則

署名議員 小嶋 光明

署名議員